



物価高騰の影響を受けている世帯・事業者等を支援します

市では、電力・ガス・食料品・原油などの物価高騰への対応のため、子育て世帯への支援をはじめ、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯、市内事業者、社会福祉施設、私立高校などに対して、下記のとおり支援を行います。〔令和6年度12月議会定例会・1月議会臨時会 一般会計補正予算関係〕

1 子育て世帯への支援

■修学児童・生徒世帯生活応援事業 21,820千円（国〔臨時交付金〕：21,820千円） 担当：こども課 41-3149

物価高騰の影響が大きい大学への入学、就職を控える子育て世帯に対し、市独自に支援金を給付します。

【対象世帯】 基準日（令和7年1月1日）に市内に住所を有し、令和6年度中に満18歳となる児童を養育する子育て世帯（ただし、生活保護世帯または対象児童が社会保険被保険者の場合は対象外）

【支援金額】 満18歳（高校3年）1人当たり2万5千円

対象者 約840人

【実施方法】 住民基本台帳データから対象世帯を抽出し、令和7年2月上旬から順次、対象世帯へ通知します。

対象者	申請方法等
<ul style="list-style-type: none"> 花巻市から令和6年12月支給分の児童手当または令和7年1月支給分の児童扶養手当を受給している世帯 花巻市に住所を有し、児童と同居しているが花巻市から上記手当等を受給していない世帯（公務員世帯や他市町村受給者など） 	令和7年2月上旬に市から対象世帯に対し順次、確認書または申請書を送付します。必要事項を記入の上、市へ提出してください。
<ul style="list-style-type: none"> 花巻市に対象児童の養育者のみが住所を有し、花巻市から上記手当等を受給していない世帯（公務員世帯など） 	給付を受けるために申請が必要です。 ※申請様式など詳しくは、準備ができ次第、市ホームページに掲載します

2 住民税非課税世帯等への支援

（1）価格高騰対応緊急支援給付金給付事業 307,710千円（国〔臨時交付金〕：307,710千円）

担当：地域福祉課 41-3572

物価高騰による家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、国の制度を活用し支援金を給付します。

【対象世帯】 基準日（令和6年12月13日）において市内へ住所を有し、世帯全員が令和6年度住民税非課税者のみの世帯（ただし、世帯全員が住民税課税者に税扶養等されている世帯は対象外）

【支援金額】 1世帯当たり3万円 対象世帯 約9,300世帯

対象世帯に属する18歳以下の児童1人当たり2万円 対象児童 約900人

【実施方法】

- 令和6年度の住民税賦課データから対象世帯を抽出し、2月中旬から順次、対象世帯へ通知します。
- ただし、令和6年1月2日～12月13日の期間に本市に転入した方等のある世帯には、住民税賦課状況が確認できないため、通知を行いません。給付を受けるためには申請が必要ですので、市ホームページをご確認いただくか、地域福祉課へお問い合わせください。

(2) 原油価格高騰対策緊急支援事業 88,778千円 (県 [補助金] : 34,300千円) 担当：地域福祉課 41-3572

冬期間の経済的負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯に対し、支援金を給付します。
(高齢者・障がい者世帯等の非課税世帯は県の補助金を活用、均等割のみ課税世帯約2,000世帯は市独自に支援)

- 【対象世帯】** 基準日(令和6年12月1日)に市内へ住所を有し、世帯全員が令和6年度住民税非課税者または均等割のみ課税者で構成される世帯
- 【支援金額】** **1世帯当たり7千円** 対象世帯 約11,800世帯
(非課税世帯 約9,800世帯、均等割のみ課税世帯 約2,000世帯)

【実施方法】

- ・令和6年度の住民税賦課データから対象世帯を抽出し、昨年12月下旬から順次、対象世帯へ通知しています。
- ・ただし、令和6年1月2日～12月1日の期間に本市に転入した方等のいる世帯には、住民税賦課状況が確認できないため、通知を行っていません。給付を受けるためには申請が必要ですので、市ホームページをご確認いただくか、地域福祉課へお問い合わせください。



3 事業者への支援

(1) 公共交通事業者緊急対策事業 2,642千円 (一般財源：2,642千円) 担当：都市政策課 41-3554

燃料費高騰の影響を受けている公共交通事業者(乗合バス・タクシー)に対して、岩手県が実施する支援制度と同様の支援を行います。

- 【対象】** 市内に本社、支店、営業所を有する乗合バス事業者、タクシー事業者
- 【支援金額】** 乗合バス事業者
：事業の用に供する車両として登録されている**車両1台当たり3万4千円**(県の交付金と同額)
- タクシー事業者
：事業の用に供する車両として登録されている**車両1台当たり1万2千円**(県の交付金と同額)
- ※市内に配置している車両台数に応じて交付
※乗合バス1事業者・17台、タクシー14事業者・172台を見込む
- 【申請等】** 申請方法などの詳細については、決定次第、対象事業者に通知するとともに、市ホームページなどでお知らせします。

(2) 中小企業持続支援事業(運輸事業者運行支援緊急対策交付金) 20,160千円 (一般財源：20,160千円) 担当：商工労政課 41-3536

燃料費高騰の影響を受けている貨物自動車運送事業者に対して、岩手県が実施する支援制度と同様の支援を行います。

- 【対象】** 市内に本社、営業所等を有する貨物自動車運送事業者
- 【支援金額】** 事業の用に供する車両として登録されている**車両1台当たり2万1千円**(県の交付金と同額)
- ※市内に配置している車両台数に応じて交付
※85事業者・960台を見込む
- 【申請等】** 申請期間：令和7年2月中旬からを予定
申請方法などの詳細については、決定次第、対象事業者に通知するとともに、市ホームページなどでお知らせします。

(3) 観光・物産事業者等緊急対策事業 2,992千円 (一般財源：2,992千円) 担当：観光課 41-3541

燃料費高騰の影響を受けている貸切バス事業者に対して、岩手県が実施する支援制度と同様の支援を行います。

- 【対象】** 市内の本社又は営業所において、国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に貸切バスを登録している事業者
- 【支援金額】** **貸切バス1台当たり3万4千円**(県の交付金と同額)
- ※市内に配置する貸切バスの台数に応じて交付
※11事業者・88台を見込む
- 【申請等】** 申請方法などの詳細については、決定次第、対象事業者に通知するとともに、市ホームページなどでお知らせします。

(4) ごみ処理事業 5,408千円 (一般財源：5,408千円) 担当：生活環境課 41-3544

燃料費高騰の影響を受けている一般廃棄物収集運搬許可車両を保有する許可業者に対して支援を実施します。

- 【対象】 市内に本社又は営業所を有する花巻市一般廃棄物収集運搬許可業者
【支援金額】 一般廃棄物の収集運搬に使用する許可車両1台当たり3万2千円
※収集運搬用車両として届出のある車両台数に応じて交付
※市の委託業務のみに使用している車両は対象外
※16事業者・169台を見込む
【申請等】 申請方法などの詳細については、決定次第、対象事業者に通知します。

4 社会福祉施設、私立高校などへの支援

(1) 社会福祉施設等物価高騰対策事業 1,100千円 (国〔臨時交付金〕：1,100千円) 担当：長寿福祉課 41-3576

物価高騰の影響を受けている社会福祉施設等に対して、支援金を交付します。

- 【対象】 岩手県の支援制度の支給対象外となっている社会福祉施設等（設置者が花巻市である介護サービス事業所、高齢者施設）
【支援金額】 定員1人当たり1万円
※2事業者を見込む
【申請等】 申請期間：令和7年2月中旬～28日
※対象事業者に2月に通知予定

(2) 私立高校振興事業 950千円 (国〔臨時交付金〕：950千円) 担当：教育企画課 41-3141

物価高騰の影響を受けている私立高校に対して、支援金を交付します。

- 【対象】 私立高校
【支援金額】 令和6年10月から令和7年3月までの光熱費を令和3年度と比較し、その上昇額から一定額（190万円）を差し引いた額を支援
（1施設当たり95万円を限度）（県交付金と同額）
※1校を見込む
【申請等】 申請時期：令和7年4月を予定
※対象校に2月に通知予定